

香芝市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿に登録を行った日において選挙権を有する者の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数を次のとおり定める。

令和7年3月3日

香芝市選挙管理委員会

委員長 喜多 成典

1	3分の1の数	21,443人
2	6分の1の数	10,722人
3	50分の1の数	1,287人